令和元年度愛知県市民後見推進事業

市民後見普及啓発セミナー

能楽堂で学ぶ市民後見

講　演　録

と　き　令和２年３月３日（火）

ところ　名古屋能楽堂

主　催　愛知県

運　営　特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

後　援　社会福祉法人愛知県社会福祉協議会　愛知県弁護士会　愛知県司法書士会

一般社団法人愛知県社会福祉士会

協　力　名古屋家庭裁判所

あいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１部　「漫才で笑って学ぶ成年後見」

（漫才師）　青空一風・千風　プロフィール　・・・・・・・・・・・・・3

第２部　講演「市民後見の目指すもの」　・・・・・・・・・・・・・・・・4

講師　弁護士　井上計雄氏（大阪弁護士会所属）

第３部　パネルトーク「市民後見活動の実際－あなたにできる地域貢献」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

※この講演録は、当日配付資料を参照しながら、お読みください。当日配付資料については、次にあります。

https://owarihokubu-kenriyougo.net/?p=4712

（尾張北部権利擁護支援センターホームページ：「市民後見人」のページ）

あいさつ

ただいま御紹介いただきました、愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室主幹の中村でございます。市民後見普及啓発セミナー「能楽堂で学ぶ市民後見」の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、成年後見制度は、認知症高齢者や知的・精神障害のある方など、判断能力が不十分である方に対して、後見人がその判断能力を補うことによって、その方の権利を擁護するという趣旨の下、介護保険制度とともに高齢社会を支える車の両輪として、平成１２年に導入された制度でございます。

その利用者数は年々増加し、現在、全国で約２２万人もの方々が制度を利用されておりますが、平成２４年時点で４６２万人と推計されております認知症高齢者の数だけをみても、制度の利用は低調にとどまっている現状でございます。

そのため、国におきましては、平成２９年３月に成年後見制度利用促進基本計画が策定され、財産管理のみならず、意思決定支援や身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善の他、必要な方が制度を利用できるよう、地域における体制整備をより一層進めていくこととなりました。

また、今後、いわゆる団塊の世代が７５歳以上となり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、成年後見制度のニーズは一層高まっていくことが見込まれております。現在は、親族や弁護士などの専門職が後見人となり、この制度を支えておりますが、今後は、親族や専門職のみならず、地域住民の方々が、市民後見人として、この制度を支える新たな担い手となることが期待されております。

このような中、一人でも多くの県民の方々に成年後見制度や市民後見人について知っていただくため、本日、このセミナーを開催することとしました。

第１部では、東京都で後見人に登録している漫才師の青空一風・千風様から、「漫才で笑って学ぶ成年後見」をテーマに、成年後見制度について分かりやすく御紹介いただきます。そして、第２部では、大阪市で市民後見活動を推進してこられた弁護士の井上計雄様に、市民後見人になることの意義について御講演いただきます。最後の第３部では、厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員でもあります尾張東部権利擁護支援センター

長の住田敦子様のコーディネートの下、愛知県内で市民後見人として活動されている市民の方から活動の様子ややりがいについてパネルトークの形でお話をいただきます。

いずれのプログラムも、皆様が成年後見制度について理解を深めていただき、市民後見人を目指すきっかけになればとの思いから企画させていただきましたので、是非御参考にしていただければと思っております。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されておりますことから、手洗いの励行や咳エチケットなどについてもご留意いただきたいと存じます。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に御協力をいただきました名古屋家庭裁判所を始めとする関係機関の皆様方、そして遠方からお越しくださいました講師の皆様方に御礼を申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

第１部　「漫才で笑って学ぶ成年後見」

青空一風・千風

※漫才は、やはり生でないとその面白さは伝わりません。写真による雰囲気だけでご容赦ください。

第２部　講演「市民後見の目指すもの」

弁護士　井上計雄氏

みなさん、こんにちは。弁護士の井上計雄と申します。

漫才のあとは、漫談・・・というわけではないんですけども、漫才で楽しんでいただいた後、成年後見制度について、やはり、小難しい理屈の話ですけれども、きちんと整理させていただこうというのが、私の役割ということになります。

お手元の方には資料を配布させていただいております。前の画面は、なかなか見にくいかもしれませんので、適宜お手元の資料を見ていただければと思います。

成年後見制度の必要性（スライド２）

成年後見制度なんですが、まず、なぜ必要なのかというところになります。

皆さん、普通に、お店で物を買うとか、レンタルショップへ行って DVD を借りるとか、銀行に預金を預けるとかですね、皆さん普通にやられていますよね。これらの行為というのは、実は「法律行為」というふうに言います。

法律行為が何かというと、意思表示という中身になるのですけれども、その行為によって法律上の権利や義務が発生する、というのが法律行為です。

お店に行って物を買う、というのは普通にやります。これは、法律行為、「売買」という

法律行為ですね。契約です。

物を買えば、代金払わなあかん。代金払ったら、物を引き渡してもらえる。法律上は、代金支払義務がありますし、支払えば、物を引き渡してもらえる引渡請求権という権利を持つ。これが法律行為なんですね。

こういう法律行為と違うものを「事実行為」というふうに言います。ご飯を食べる、散歩に行く、お風呂にはいる。これらは別にその行為によって権利や義務が発生するというわけではない。だから事実行為なんですね。

ここで問題にするのは、権利や義務が発生するという「法律行為」です。これを皆さん普通にされています。できています。なぜかというと、判断能力があるからなんですね。その行為によってどんな権利を持つのか、どんな義務を負うのかというのは、皆さんが分かってる。それは判断能力があるから、分かってる。だからできるということになります。

ところが、何らかの精神上の障害によって、判断能力が低下するという場合があります。認知症というのもそうですね。認知機能が低下するということで判断能力が低下する。判断能力が低下すると適切な法律行為というものができなくなってくる。

そうすると困りますね。判断能力がなくなってしまうと法律行為ができないということになってしまう。できないということは、普通に生活でやっている法律行為ができないということになってしまいますから、そうなると取引してる「取引社会」と言いますけれども、物を買ってお金を払わないといけないということが分からない方は物を買ってもらったら困るわけです。取引してもらうと困るということで「取引社会から排除」という考え方が出てくるわけですね。それはおかしい。

そうなると、判断能力が低下すると法律行為ができない、生活ができなくなるじゃないかというところで、そういう場合に、きちんとその判断能力を補いましょう、そういう制度が必要になりますよ、ということが出てくる。判断能力を補い、本人に代わって法律行為をする人による支援というものが必要だ。それが成年後見制度ということになるわけです。ここは、大事な点ですね。

成年後見制度。判断能力の低下によって適切な法律行為ができない、そこを補うというのが、成年後見制度ですよというところがポイントになります。

成年後見制度の趣旨（スライド３）

そうすると、この成年後見制度の趣旨、制度趣旨なんですけども、ふつう、３つ挙げられます。

一番大事なのが、「自己決定の尊重」ということです。前のスライドでは、この右肩に憲法 13 条というのを表示しておきました。

お手元で確認していただきたいと思いますけれども、一番大事な規定です。憲法 13 条。個人の尊厳、個人の尊重ということを規定しているのが、この憲法 13 条です。

憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される」、これが前段ですが、後段に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」と書かれているのですね。

「幸福追求権」というふうに言われています。この幸福追求権というところから自己決定権というのが出てくるわけですね。自分のことは自分で決める権利があるんだと。この自己決定権が大事です。自分で決めたことはきちんと尊重されないといけないですよということを、後見制度の趣旨として取り入れているということになります。これが１つ目ですね。

２つ目の制度趣旨として挙げられるのが「現有能力の活用」。判断能力が低下したからといって、まだ残ってるって言い方はおかしいんですが、現に持ってる能力はどんどん使ってください。たとえ、判断能力が低下しても、やれることはどんどんやってもらいましょう。でもできないところは補いましょうという考え方ですよ、というのがこの「現有能力の活用」ということです。

３つ目が「ノーマライゼーション」の考え方ですね。ハンディキャップがある人も共に社会で生活できるような社会を作っていきましょう。社会変革の考え方、これも、成年後見制度の趣旨として入ってきます。

ただ、「保護」という考え方もあります。自己決定の尊重は大事ですよと、自分で決めたことは尊重されるということですけども、全てが尊重されるのかっていうと、その決めたことによって自分の権利が守れないという場合には、いやちょっと待って、という話になってくるんです。

好きな人ができてプレゼントしたいというときに、自分の全財産をプレゼントするんだっていうふうに決めた。これ自己決定なんですけども、でもそれを尊重して、自己決定の尊重ですから尊重すべきなんですけども、そのまま認めないといけないのかというと、全財産あげちゃったら生活できなくなるでしょう。それは、あなたの権利が守られないということになるから、そこはやめましょうということが、保護という考え方なんですね。

そこで、どこまでやったらええの？　全財産じゃなくてプレゼントであれば、1 万円ぐらいにしとこか。そこの調和を図っていく。自己決定の尊重と本人を保護するという考え

方の調和を図っていくというのが成年後見制度ですよということになります。

これが、制度の趣旨なんですね。このあたりの自己決定の尊重と本人を保護するということの調和を図っていくというのがまさに後見人の役割だということになってきます。

成年後見制度（スライド４）

成年後見制度には、ふたつの制度があります。一つはすでに判断能力が低下している場合。この場合、家庭裁判所に申立てをして支援をしてくれる人を選任してもらう。家庭裁判所に選任してもらう、というのが、「法定後見制度」といいます。

判断能力の程度の度合いがどの程度低下しているのか、低下している度合いに応じて権限の大きさが決まる、ということになります。

３つの類型があります。判断能力を欠く常況、もう判断能力がないね、ということになると、「成年後見」という類型です。判断能力が著しく不十分という段階であれば「保佐」という類型。認知症などで精神上の障害があるけれども、判断能力がまだ不十分という程度ですよ、一番軽いっていうか、判断能力の低下が少ないっていうものとして「補助」という類型がある。この３つの類型があるということです。

これが法定後見制度ですけども、もう一つの制度としては、「任意後見制度」というものがあります。これは今、契約できる、今、法律行為ができるという状態のときに、自分が判断能力が低下した場合にこんなことをやってほしい、こういうことを頼んでおきたいということを、自分で決めて自分が信頼できる人に頼んでおく。これを契約でやるっていう、これが任意後見制度ということになります。

もうひとつ、後見登記制度というのも挙げておきましたけれども、昔の制度、成年後見制度の前の制度というのは「禁治産（きんちさん）制度」というんですけども、財産を治めることを禁じる制度だったんですけれども、このときは、後見人がついたということになると、要するに判断能力がないという状態になったということが認定されるわけで、その場合には戸籍に記載されました。戸籍に記載されるというのは非常に抵抗がある話ですよね。ですから、成年後見制度では一切戸籍には記載しません。代わりに登記という制度で公示をします。公示といっても登記事項証明書というのは、取れるのは限られた人だけです。ということで戸籍には載せない、その代わりに登記制度というものを設けたということで、一応挙げておきました。

成年後見人等の職務と権限（スライド５）

後見人がつきます。後見類型の場合は、成年後見人がつきます。法定後見の場合、選任されるということになりますけれども、成年後見人等の職務範囲、どんだけの仕事、職務の範囲があるのかというと、これは「財産管理」と「身上監護」というふうに言われています。財産管理の問題も、身上監護の問題も全部含んでいるということですから、ご本人の生活全般に及ぶということで、職務範囲は広いということですよね。

権限として与えられているのは「代理権」、「同意権」、「取消権」の３つの権限があるということです。

３つの権限といいますけれども、代理権というのは法律行為の問題ですから、本人に代わって法律行為をするというのが代理権なんですね。後見人は必ず持っています。それから、保佐人あるいは補助人、保佐類型の場合の保佐人、補助類型の場合の補助人というのは、代理権というのは、与えられた場合に初めて代理権を持つということですね。家庭裁判所が決定するということになります。

同意権というのは何かというと、これはご本人が法律行為をするときに事前に相談しなさい、それで、その法律行為をやって大丈夫かどうかというのをチェックしましょうというのが同意権です。この同意権を持っているのは保佐人と、同意権を付与された補助人、ということになります。後見人は同意権というのは持っていません。なぜかというと、被後見人、そのときの後見類型のご本人というのは法律行為ができないとされてしまいますから、だから同意してするということはあり得ない話になるから、後見人には同意権はありません。

取消権というのは、そういう同意権がある、事前に相談しなさいよと言ってたにもかかわらず、勝手にやってしまった、自分でやってしまったと。それが不利益だということになると、その法律行為を取り消すという権限を持つということになります。これは、後見人も持っています。

後見人、保佐人、補助人ということで、取消しができるから、訪問販売で騙されてしまった、高価な羽毛布団を３組も買わされてしまったという場合に、クーリングオフはありますけれども、クーリングオフの場合というのは書面をもらってから８日間という期間制限があります。

ところが、法定後見を開始しているということになるとその制限はありません。事前に同意を得なければならないのに同意を得ていなかったということになるといつでも取り消せる。取消権の消滅時効が５年ということで、保佐人、補助人、後見人が知ったときから５年以内に取り消せばよいということになります。そういう強い権限を持っているという

ことになります。

こういう権限を行使してご本人の法律行為を支援していくということになります。具体的には何かっていうと、通帳等大事なものを管理し、必要な支援を行う、財産管理を行う、ということが入ってきます。

身上監護の手配、ご本人が必要な福祉サービスについて契約を結ぶということについても、当然、後見人等の権限ということになります。

あるいは、消費者被害に遭った場合、取消権を行使するということも後見人の権限ということになっております。こういう形でご本人を支援していくということになります。

ただ、後見人の場合というのは、全ての権限を持ってるんですけども、先ほどから申し上げましたように事実行為を行う義務はないということです。これは後見人になったからといって、食事の介助をせなあかんのか、とかですね、下着の洗濯をせなあかんのかとか、というと、これは事実行為ですので、後見人がやる義務がないということです。後見人は、何をやるのか。そういうことが必要だということであれば、介護をしてくれる業者と契約をしなさい、この契約が法律行為ですよ、それが、後見人の職務ですよということになります。

それからもう一つ、「医療同意」、ですね。手術をしないといけないという場合に、病院側は同意書、手術の同意書を求めてくることが多いです。この場合に、後見人が手術の同意書を書けるかというと、これは書けない。つまり、手術をするかどうかというふうな重大な医療行為ですね、これについては、ご本人が決定するという、ご本人しか決定できないということになりますから、後見人が同意するという権限もないということになります。

成年後見人等の立場（スライド６）

後見人の立場ですけども、法定後見人の場合は、後見人は裁判所によって選任されます。家庭裁判所から選ばれるということになりますから、その選任権者である家庭裁判所に対しては、定期的に報告をせなあかん。後見人としてこういうことをやりました、財産の状況、管理する財産の状況はこうなっていますよっていうことを、家庭裁判所に報告しないといけない、というところがあります。

あくまで後見人等は、本人のために本人を支援するということですね。ご本人に家族がいる場合もあります。でも家族のために動くのではない、ということですね。

ご本人の財産は本人のために積極的に使っていくということです。

大事なのは何かっていうと、本人の意思を尊重する義務があるということなんですね。

民法858条というところに規定が設けられています。ちょっと確認しておきますけども、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と。これは、「本人の意思尊重義務」を規定している、ということになります。

ここに書いてある、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務と書いていますね。この「事務」というのは、法律上は、法律行為ということを指しているっていうことになります。事実行為とは違いますよっていうことですね。

そのあと、意思の尊重とともに生活の状況、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない、というのが「身上配慮義務」ということなんですね。

身上に配慮するっていうことはどういうことかというと、本人が必要であれば、福祉サービス等々と契約をしましょうというところにも行き着く、そういう行為をしなければならないということになるわけです。

だから、あくまでご本人の支援ですよ、本人が自分らしい生活、安心で快適な生活を送れるように、後見人が援助していくんだという考え方だ、ということになります。

後見人は、被後見人の財産というのは被後見人の財産として、家族の財産とは区別して、もちろん後見人の財産とも区別して、きちんと管理をしていくということが義務になります。

善良な管理者としての注意義務というのは、自分の財産と同じような注意義務では駄目ですよ、他人の財産ですよ、それだけ注意しなさいよという義務も課されているということになります。

誰が成年後見人等に選任されるのか？（スライド７）

後見人に誰が選任されるのか。裁判所が選任するというお話ですけれども、ご本人のために誰を選任するのが最も適任なのかということを裁判所は考える、ということになります。

昔の規定では、配偶者が当然に後見人になるという規定があったんですけども、成年後見制度がスタートしたときに削除されました。配偶者が当然ではないということです。

配偶者であっても、適任であれば選任はしますけども、当然ではない。高齢の方を考えた場合に、認知症になりました、後見人が必要です、家庭裁判所に申し立てたという場合に、配偶者の方も高齢の場合が一般でしょう。そうすると、きちんと財産の管理をして、

身上監護事務もやってということが、後見人に、その方にできるかどうかというのはいろんな場合があるから当然ではないよねというところになってくるわけですね。

裁判所が最も適任者を選任するということで、場合によっては複数の後見人をつける場合もあります。財産がたくさんあるという場合は、財産管理の後見人と、それから身上監護の後見人とを分けましょう、複数つけましょうというようなやり方もありうるということになります。

実際に、誰が、どの程度、選任されているかということですけれども、親族というのは23.2%。これは平成30年の全国の統計ですけれども、年々減少しています。親族後見人、親族が後見人になるっていう割合は、どんどん減っている。

それ以外の、親族以外の後見人に誰がなっているかというと、弁護士、司法書士、社会福祉士、このあたりは後見の専門職というふうに言われていますけれども、このあたりが20%から29%ですね。弁護士22.4%、司法書士は28.9%、社会福祉士が13.3%。

それ以外に、法人ですね。法人後見をやってるところというのはいくつか、もちろん、あります。結構あるのは、社会福祉協議会が、法人として後見人を引き受けているというふうなケースもありますね。そういう法人後見というのも10%ぐらいあります。

それから、市民後見人。これは全国で数字でいくと0.8%。まだまだ少ない。ですけども増えてきているということになります。

この市民後見人の選任についての根拠規定というのが、老人福祉法32条の2というところにあります。これ、平成24年に改正で付けられた条文なんですけども、その前に、すでに大阪や東京では市民後見人の養成が始まっています。それを認めて、といいますか、それはいいことだということで、法律上の根拠を後付けになりますけども、きちんと設けたということになります。

成年後見関係事件と第三者後見人等の推移（スライド８）

グラフを用意しておきました。「成年後見関係事件と第三者後見人等の推移」ですね。棒グラフの方が、成年後見関係事件といわれるものの数です。折れ線グラフが、第三者後見人、親族以外の後見人が選任された割合ということになります。

当初スタートした平成12年ということになると、９割は親族が後見人に選任されていたということですけれども、年々右肩上がりで、親族は減っていってる、親族以外が増えていってる。平成30年は件数としては36,549件の申立てがあったうちの76.8%が親族以外の後見人がついてるということになるわけですね。もちろんこの中に先ほどの0.8%は

市民後見人ということになります。

成年後見人等の適格性と特性（スライド９）

そうすると、親族と、それから専門職といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士、それ以外に法人だとか市民後見人というのが、今、選任されてるというのが出てきましたよね。一体、誰がどう選任されるのかっていうところ、ちょっと疑問を持たれるかもしれませんね。

まず後見人って誰がなれるのかというところなんですけれども、法律上は、後見人等の資格に、限定はありません。弁護士でないとなれないということはないわけですね。

もちろん、親族が選任されていたということは、親族でも対応できる話です。資格に制限はないということになります。親族でも対応できるっていうことになると、親族だからできるのかなあというふうに思われるかもしれませんが、療養看護という言い方をすると、これ事実行為なんですけどね、療養看護という事実行為というのは、後見人の職務ではなくなったのです。

先ほど 858 条という規定を見ていただきましたけれども、身上配慮義務ですよということを一言申し上げました。配慮することなんですよ。みずから、療養看護の事実行為をやらなあかんというものではありませんよ。

そうなってくると、別に親族でなくても身上配慮義務は尽くせるわけです。だから別に親族でなくてもいいねと。もちろん弁護士でないといけない話ではないわけです。

そうすると後見人として求められている共通の適格性というものがあるんではないか。全ての後見人に共通して、何が求められるかということになると、まずは「他人性の認識」やと。どういうこと？と思われるかもしれません。

後見人は、被後見人のご本人の権利や義務に関わる。それは、ご本人の財産に関わるということですよね。それらは自分のものとは違う、と。ここを認識するということが必要だ。他人の物を預かってるんですよ。だからそれなりの注意をして、きちんと預からないといけないですねということ。そういう認識を持ってください。

当たり前のことかなというふうに皆さん思われるかもしれませんけど、これを欠く場合があるということです。他人性の認識をまず持っといてもらうというのは全ての後見人に必要だろう。

それと「権利擁護の意識」です。法律行為をやる、支援するという役割を持ってるわけですけども、それは何のためにやるのかというと、ご本人の権利を守っていく、あるいは

ご本人の思いを実現していく、そういう役割を果たすんですよというところで権利擁護の意識を持ってもらうということが必要だろうと。

この二つは、最低限必要なことなのかなというふうに、私は理解をしているんですね。

他人性の認識を欠く場合があるというのは、親族の場合、実はある。どういうことかというと、例えば、母親が認知症になりました。高齢でね。長男である息子、長男ですから息子ですけども、後見人になりました。選任されました。母親の財産は、いずれ自分のものや、死んだら自分が相続する、だからもう、今から、自分の財産と一緒やないか、というふうに思ってしまう。これは、他人性の認識を欠いた場合です。そうすると、被後見人の財産を使い込むというふうなことが生じうる、ということになりますね。そういうリスクがある、危険があるということになります。

それから、第三者後見人でも、それぞれの得手不得手があります。だからそこは研修等で補わないといけない。弁護士は、もちろん法律は知っていますし、紛争解決は専門です。身上監護面ということになってくると、正直弱いというところありますよね。そこは研修で補わないといけないということになります。

逆に、福祉の専門職である社会福祉士というのは、福祉のことについては強い。プロです。法律のこととかになってくると、ちょっとやっぱりそこは不十分かもしれないというのは、当然、ある話です。そこは研修で補わないといけないということになる。

どちらも不十分、専門職ではないからという市民後見人は、両方、研修で補えばいいことになるわけですね。

そういう共通の適格性の上に、専門性というのが出てくるわけです。だから、今言いました紛争解決、紛争があるという場合に弁護士が選ばれるというのは、弁護士は紛争解決の専門家であるっていうところで、上乗せ部分で、でてくるというところになります。

担い手の区別（スライド１０）

「担い手の区別」として表にしておきました。親族は、確かに円満な関係であれば、日常的な支援もできるし、本人の意思が日ごろから分かってるという場合もあるというわけですね。

ただ、本人の利益と後見人の利益が衝突する場合がある。一緒に住んでいて自分を犠牲にして本人を守るという選択ができるかというと、そこは自分の利益もやっぱり守らなあかんということで、どうしても衝突する場面が生じてくることがありうる。それから、他人性の認識を欠く場合もあるということになります。

弁護士の場合はどうかというと、弁護士は、親族間対立があるとか、虐待であるとか、法的紛争があるとか、財産が複雑であるとか、そういう法律専門職、弁護士として関わるべき事案について、弁護士が選任されるということになります。弱いのは、身上監護、この部分は確かに弱い。

司法書士はどうか。これも法律の専門職ということになりますから、財産が多く、法的に手続きが必要だなどという事案に、司法書士が選任されるということになりますけれども、やっぱりここは法律職ですから、福祉面は弱いということになる。

逆に、社会福祉士の場合は、身上監護面がプロだということですけれども、社会福祉士の方って、独立型社会福祉士っていうのはまだまだ少ないですね。どこかにお勤めになってて資格を持ってるということが多いんで、やっぱりそのあたりの制約もあるだろうということになります。

法人はどうなのかというと、自然人ではなかなか受けられない、自然人というのは個人の場合ですね、１人で後見人としてやるというのはなかなか大変な事案だというふうな場合は、法人として受ける方がいいだろう。あるいは継続性がある。後見活動が長期にわたるというふうな場合であれば、例えば、知的障害を持ってる方の場合だと、まだ２０歳や３０歳という方がおられる。その方の後見人が６０歳ということになると、普通考えれば後見人の方が、先に死ぬということになりますから、死んだら交代、次の人が選任されるわけですけれども、法人であったら、例えば社会福祉協議会であればずっと続いてるから大丈夫ですよというような継続性がある、というところはメリットだろう。

市民はどうなのかというと、紛争性だとか、ややこしい親族がいないとかですね、そういう事案、専門職が対応すべき事案でない事案もある。そこが、市民が、まさに活躍すべきところで、市民じゃないとできないところ、というものがあるということです。

これは市民後見人に対しては、しっかりとセンターがバックアップします。研修もした上でバックアップもしていって、しっかり活動してもらうという体制をとるということになります。

市民後見人の重要性（スライド１１）

市民後見人の重要性というのは、今言いましたように、後見人の担い手は、事案に応じて選ばれ、適任者が選ばれるということになります。専門職の数が足りないとか、資力のない人だからとか、報酬が払えないから、だから市民だという話ではないということですね。

要は、法律行為ができるようにしたらいい。皆さんは、普通に法律行為をやっています。それを、ご本人のために、同じように法律行為ができればいいというのが基本だというところですね。

だから、紛争であるとか、専門職で対応すべき事案は専門職でいい。そうでない事案の場合は、市民の方がいいということになります。

なぜか。

権利が侵害されている場合に、権利を回復する。これは、弁護士とか専門職の役割としては、大きなところになります。ところが、安定した生活だと、住む場所があって、一応食事が確保できている、それでいいじゃないのって考えるのかというと、ご本人にとっては、もっと良い生活を、ということを考えますよね。皆さん、自分自身の生活については、もっと良い生活、生活の質を上げていきたいと思う、そういうふうに思うのは当たり前の話。ご本人もそうなんです。QOL の向上ですね。生活の質を向上させていく担い手として誰がふさわしいかっていったら、市民なんですよ。

本人の意思を十分に酌み取って、同じ目線でいいんです、同じ目線でご本人が何を望んでいるのか、それをしっかりとサポートしていくということ。お互い様ですよっていう「共助」の理念ですね。助け合いましょう、というところで、地域福祉の担い手ですよというふうにも言われています。

ここが市民後見人としてのいいところだ。まさにこういう活動を今市民後見人の方が展開してるということになります。

成年後見制度利用促進法（スライド１２）

こういう市民後見人の活動というものをしっかり見つめて、認めて、利用促進法という法律が作られました。平成 28 年の法律、28 年 5 月 24 日に施行されたんですけども、もともと平成 24 年の時点で認知症高齢者というのが 462 万人というふうに推計されていました。

後見制度、そういう人は使う必要があるねって言うんだけれども、後見制度を使ってたというのは何人かっていうと 20 万人ぐらいです。460 万人のうちの 20 万人しか使ってない。

それはなんでかっていうと、いや、なかなか使いにくいところがあるんじゃないかということで、もっと使いやすいいい制度にしていきましょう、それで、利用を進めていきましょうという法律を、成年後見制度利用促進法という法律を作りました。

この促進法の基本理念というところ、３つの理念が挙げられてるんですけども、意思決定の支援が大事ですよ、適正に行われるようにと、身上保護は大事ですよということを言っています。

理念の２つ目に、市民後見人の活用が大事ですよということをうたってるわけですね。法律も市民後見人の活動というものを認めて、これを推進していくという形になっています。

従前の財産管理、お金、ご本人の財産を守るんだという考え方から、いやいや、ご本人の意思、あるいは身上保護、そちらを重視するんですよという形に変わってるということです。ここがとっても大事。もっとも役割を果たせるのは誰かというと、むしろ市民だというところになってくるわけですね。

市民後見活動を支えるための体制（スライド１３）

市民だ、市民だと言っても不安はあります。活動をしていくのに、その市民後見人の活動を支える体制を作らなあかんということになるわけですね。

市民と専門職と行政のコラボレーションという言い方をします。市民の皆さんを信頼してる。信頼してお願いするんだけどもしっかり支えましょうという形です。

養成研修。まず研修を受けてもらう。ここでしっかりと知識を入れてもらう、考え方を理解してもらう。

その上で、受任調整というのは、裁判所からこういう案件がありますよっていう形で市民後見人を選んでください、候補者を出してくださいっていうふうな依頼があった場合に、その案件に、どの市民が適任なのかという調整をする。そもそも市民でいいのかという問題、案件としてね、それも検討する。そういうマッチングというのが受任調整、ということになります。

さらに活動を始めたら、この市民後見人の活動をしっかりとサポートしていくという体制ですね。日常的に相談ができる。センターに相談して、分からないところ、悩んでいるところ、というのは助言を受ければよい。専門的な問題が出てきたっていうんだったら、専門職に相談すればいい。専門相談をやればいいということですね。

場合によってはその部分、専門家じゃないとやれないねという場合だったら、それを専門職に委任する。みなさんが、法律上の問題を抱えて、弁護士に委任するというのがありますよね。ご本人が法律上の問題を抱えたという場合は、ご本人は判断能力がないから後見人が選ばれているので、弁護士に委任するという委任契約を後見人が代わりにやる、と

いう形ですね。やっかいな問題、専門職に頼む場合だったら、専門職に委任すればいいということになるわけです。

こういう体制も整えておくということになる。市民後見人が安心して、適切な後見活動をやるということによって、ご本人の権利擁護が図れるという形になります。

市民後見が目指すもの（スライド１４）

最後、時間過ぎていますけども、まとめです。

市民後見が目指すもの、ということです。誰もが判断能力が低下しても、自分の意思が尊重された自分らしい生活を送りたいというのは、これは共通ですね。誰もがそう思っています。それに必要なのは何かっていうと、「管理型」ではないんです。むしろ、「寄り添い支援型」というのが必要だと。法的問題を抱えてるんだったら、その場合だけ、専門職に委ねたらいい。

専門職ではない、市民だからできる、市民だからこそできる支援というものがあるわけですね。本人を市民後見人が寄り添い支援し、その市民後見人を行政や専門職が支援する。こういう地域ぐるみの支え合いというものを築いていくということが、市民後見が目指しているものなんですよ、ということなんです。

市民に頑張っていただく。それに対して、専門職も頑張ります。頑張って支援をさせていただきます。そういう地域を作っていくんだという考え方の中核にくるのが、市民後見だということになります。

YouTube、また一度、見てください。大阪で作ったドラマがあります。
時間過ぎてしまいました。以上で終わります。ありがとうございました。

（参考）大阪市社会福祉協議会が作成した市民後見を紹介するビデオ
「ともに支える ～わたしが変わる、地域が変わる～」
http://www.wel-osaka.jp/movies/movie01.html

第３部　パネルトーク

「市民後見活動の実際―あなたにできる地域貢献」

登壇者一覧

市民後見人	飯田美湖氏
市民後見人	虎岩いづみ氏
市民後見監督人	石井友子（尾張東部権利擁護支援センター相談員）
コメンテーター	弁護士　井上計雄氏
オブザーバー	名古屋家庭裁判所家事次席書記官　笠松麻理子氏
コーディネーター	尾張東部権利擁護支援センター長　住田敦子

司会）それでは時間になりましたので、第３部に移ります。改めまして、携帯電話について進行の妨げにならないよう音が出ない設定になっているかを確認をお願いいたします。それではここからの進行はコーディネーターの尾張東部権利擁護支援センターのセンター長、住田と交代いたします。よろしくお願いいたします。

住田）皆さん、こんにちは。では、今から第３部のパネルトークを早速始めていきたいと思います。私は、尾張東部権利擁護支援センターでセンター長を務めます住田と申しま

す。ここからコーディネートしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ちょっと椅子が引きにくいので、ここからのパネリストの皆さんには座ったままでお話いただきますのでご了解ください。では、早速、簡単に自己紹介から進めていきたいと思います。最初に、石井さんからお願いします。

石井）はい、こんにちは。尾張東部権利擁護支援センターの石井と申します。主に市民後見人の監督業務をしております。よろしくお願いいたします。

飯田）市民後見人一期の飯田と申します。今日は、尾張旭市から伺いました。よろしくお願いいたします。

虎岩）同じく私、尾張旭市から参りました、市民後見人二期の、今、補助人として活動しております虎岩と申します。よろしくお願いいたします。

笠松）名古屋家庭裁判所家事部から参りました笠松と申します。よろしくお願いいたします。

井上）弁護士の井上計雄です。よろしくお願いします。

住田）ありがとうございます。では、早速進めてまいりたいと思います。皆さん、こちらの資料をご覧ください。10 ページからですけれども、初めに、少し市民後見人の取り組みのことについて説明をさせていただきたいと思います。10 ページの下のスライドですね。私ども尾張東部権利擁護支援センターは、愛知県の日進市にありますが、NPO 法人で、尾張東部圏域 5 市 1 町から委託を受けて、共同設置されています。

今日、一緒に合同で主催をさせていただいております尾張北部権利擁護支援センターも同じく小牧市はじめ複数の行政が一緒に共同で設置したセンターですけれども、昨年度からこのような愛知県の市民後見推進事業は共同で受託をさせていただいています。

私どものセンターは主に権利擁護に関するご相談ですとか、それから井上先生の話にもありましたように実際に後見人として活動するということもしております。今日は市民後見人さんの活動について、お二人からご報告をいただきたいというふうに考えております。

では実際の市民後見の取り組みというものが、どういう目的で行われているかということですけれども、これからの日本はすごく超高齢社会になって後見人の担い手不足という問題も一つありますが、私どもがこの市民後見推進事業に取り組んでまいりました

のは、単にその担い手不足を補うということではなくて、市民後見人さんの活動が先ほど井上先生のお話にあったように、地域の中での仕組み作り、地域福祉の担い手という、そういった位置づけで活動していただいています。そのことを大きな目的として掲げてまいりました。

そのため、今日お話しいただくお二人の活動を含め、今私たちの地域で活動している市民後見人さんは社会貢献型のボランティアの活動です。無償の活動ですけれども、その活動の中身はとても責任が重く、そして大変ですけれども、とてもやりがいがあるというものになっているかと思います。

資料の方をめくっていただきまして、12 ページのところですが市民後見人さんがどんな方を受任していただいているのかということですけれども、主にはあまり高額な資産を有することがない方で、お住まいが安定していて、そして見守りが中心という方を受任していただいています。

でも一般の方が市民後見人として活動していただくときに、やはりとても責任が重い役割ですから、あまり何の知識もなくやっていただくということになると、それをお願いする方も多分不安になるかと思います。

そのため市民後見人さんになるためには、すごく高いハードルがあって、今私たちの地域では 70 時間の研修を受けていただいて、その間には 3 回の選考ということで、面接や筆記の、そういった確認なような、選考試験みたいなものがあります。それらを無事くぐり抜けて、立派に、バンク登録をしていただいて受任に至るという、そういった経緯がありますので、しっかりと、市民でありながらも、専門的な知識を身につけて活動をしていただいてるという状況です。

13 ページを見ていただきますと、実際にこの尾張東部圏域で、どのくらい今、市民後見人さんが活動しているかということですけれども、この資料には 16 名の方が受任をされていますが、2 月にお二人選任されましたので、18 名の方が市民後見人さんとして活動していただいています。

13 ページの下のスライドですけれども、この市民後見人さんの活動というのは、国が進めている活動です。私たちは、この 6 市町の行政から委託を受けて、この事業を行っています。そのため、一番最初に、しっかりと市民後見人さんが活動していただくため検討委員会で仕組み作りをし、そして 70 時間の養成のところでは行政の方にも講師を担っていただく。そして三つ目の就任支援というところでは家庭裁判所にも一緒に行っていただいて「私たちの取り組みはこういったものです」ということで裁判所にしっか

り信頼していただけるようなご報告をさせていただく。活動支援というところでは、行政もしっかりと市民後見人さんの活動をフォローアップをしていきますよということで、行政が市民後見人の活動というものには、しっかりとバックアップをし、そしてフォローしながらこの事業を進めていくということがとても重要な行政としての役割を担っていただきながら、このことを進めています。

14 ページには少し写真がありますが、ここから、市民後見人さんの活動を映像で 5 分程度のものをまず最初に観ていただきたいと思います。少しスクリーンのご用意をお願いします。すみません、ちょっと照明の方を暗くしていただけますでしょうか。

このスライドは、私たちの地域には、愛知淑徳大学という大学がありまして、そこの大学の学生さんたちとコラボレーションで作成したものです。準備の方よろしいでしょうか。

― 映像始まり ―

（ナレーター、以下「N」）尾張東部成年後見センターでは、地域住民から市民後見人を目指す人を募り、活躍していただいています。

応募した人は様々な研修を受けた後、市民後見人バンクに登録されます。そして市民後見人と被後見人等のふさわしい組み合わせが見つかれば、後見センターから推薦をします。

家庭裁判所から後見等開始の審判が下りると、市民後見人としての活動が始まります。尾張東部地域では、平成 29 年 2 月から市民後見活動が始まりました。

市民後見人の 1 人、飯田美湖さんは尾張旭市のグループホームで暮らす女性の後見人となりました。

飯田さんは、普段は、ケアマネージャーをしています。被後見人は、日常的な話題で言葉を交わしています。

（グループホーム担当者の感想）あまり、こう、つきすぎない。あっさりした関わりを繰り返し繰り返しで、ご本人のことを本当のことを、読み取ってくださる。

（N）市民後見人は、このように、市民としての権利擁護と地域福祉の担い手となっているのです。

市民後見人は、3 か月に一度、日々の後見活動や金銭の管理状況などを尾張東部成年後見センターに報告しています。

尾張東部成年後見センターは、市民後見人を監督する役割を担っています。センターでは、後見活動での様々な相談ごとに、適切なアドバイスを行います。

（飯田）誰にでもできるボランティアで、私ができるボランティアだと思って始めてみました。どこまで後見人さんを理解できるかそのスピードが、・・本当にこの半年でできて、これからもできればいいなって。

（N）ここ、尾張東部地域でも団地などでは高齢化が進んでいます。

（保佐人）こんにちは。失礼しまーす。

（N）市民後見人は、施設で暮らす人ばかりでなく、自宅で一人暮らしをしている方も支えています。

（被保佐人）便秘の薬やら何やら薬漬けなんでね、もうピンとこないんですよ。

（N）買った品物の支払いなどについて確認します。

（保佐人）いつもの通帳からいただきます。

（被保佐人）そうですか。たすかります。

（N）　訪ねてきたのは、地域包括支援センターの高石早与子さんです。

（高石）どうですか。変わりない？

（被保佐人）相変わらずだね。

（高石）もちろんお金の管理とかね、身上、身元を守っていただくということでは変わりないんですけれど、何よりも本人さんの立場に立って、相談相手で、なおかつ私たちみんなで共に歩む相手になってくださるんじゃないかなということでお願いしました。

もう本当に助かっていますね。私としては正直肩の荷が下りたというところ。被保佐人さんにも喜んでいただいていますし、私も安心してサービスだとかプランだとか支援できる体制ができたと思っております。

―　映像終了　―

住田）ありがとうございます。ちょっと途中ですけれども、ここで切らせていただきたいと思います。照明の方、少し明るくしていただけますでしょうか。ちょうど今日、ご登壇いただいております飯田さんの活動の場面を少し皆さんに見ていただきました。ちょっと皆さんイメージが湧いたのかなというふうに思います。初めに飯田さんの活動についてお聞きしていきたいと思います。

飯田さんが担当されている方は、最初は私たちの法人で後見人として受任していました。その経緯について、石井さんの方からまず話していただけますでしょうか。

石井）ご本人さんは、大正 15 年生まれの方です。ご主人に先立たれてマンションに一人暮らしをしていました。子どもさんはいなくて、頼れる身内もいませんでした。介護保険も未申請で、毎日近くのスーパーに出かけて行くという生活をしていました。通帳、印鑑、保険証など何度もなくして再発行してもらうようになり、スーパーの薬屋さんが市に相談し、そこから地域包括支援センターと権利擁護支援センターが本人に会って、市長申立ての必要性を感じ、申立てによりセンターが後見人に就任しました。

それは平成 25 年 9 月のことで、ご本人さんが 87 歳のことでした。私どもが就任してから本人さんと一緒に銀行に行ったり、介護保険のサービスを使いながら生活を維持しましたが、認知症の進行によって一人暮らしはだんだん難しくなってきましたので、グループホームに入所していただきました。ご本人さんグループホームに入所すると精神的に大変落ち着きまして、穏やかな性格になりました。今後は本人に寄り添い見守っていく支援が中心になっていきました。ちょうど第 1 期の市民後見人養成研修が終わり、市民後見人バンク登録者の飯田さんにその後リレーすることになりました。

住田）ありがとうございます。今、石井さんからの報告があったような経緯があって、そしてご本人さんが、グループホームで落ち着いた生活になられて、映像でも少し表情がご覧いただけたと思いますけれども、とても穏やかな表情になられました。最初の頃は一人でおうちで頑張って生活をしておられて、すごくいつも気を張っておられたので、もっと険しい表情だったんですけれども、グループホームに入られてからはとても落ち着いたご様子になられましたので、そこから飯田さんにお願いをしたという経過があります。飯田さん、そこからですね 3 年間ご本人の方の支援をしていただいておりますが、振り返ってみていかがですか。

飯田）市民後見人がリレーしやすい被後見人さんと引き合わせていただいたというのが、とても幸運だったと思っています。引継ぎを行った時点で被後見人さんの課題がきちっと整理されていて、誰といつまでにどうやってその課題を解決していけるのかっていうのが目途を立てやすかったと思います。

登記事項証明書が到着してから就職時報告、確定申告、金銭管理等の業務が一斉に開始されて、ちょっと慌ただしい時期を過ごしたなっていう印象が残っています。この方、非常に預貯金が少ない方で、3 年以内に生活保護申請を行い、行政の方で受理していただきました。それによって生活も安定し、今は入居施設の方でご本人様の朗らかな性格がとても幸いして施設の職員とも関係も良く、住んでおられるところも安定して過ごすことができています。

住田）はい、ありがとうございます。映像にもあったように、飯田さんは３か月ごとにセンターに報告に来ていただいていますけれども、どんなことを報告なさっているんですか。

飯田）３か月間でどういう関わりを持って、いつ訪問をして、銀行であったり行政であったり、どういう手続きをしたかということ。1 か月ごとのお金の使い道、そして通帳にいくら残っているかっていうのがわかりやすく一覧表にしたものをセンターに届けて、確認をいただいています。

住田）はい。その報告を受けて、石井さんはどんな印象を持っておられますか。

石井）飯田さんの報告は、定期の報告も大変丁寧で、途中で定期報告以外でも何か変化があった場合すぐ FAX 等で丁寧に教えていただいて「このようにしてよろしいでしょうか？」っていうような確認が入りますので、とてもわかりやすいし、場合によっては一緒に同行しましょうかっていうふうな御相談もさせていただくことができています。

住田）ありがとうございます。先ほど生活保護の申請をなさったということですけれども、私たちも生活保護の申請に行くと、なかなか受理していただけないとか、すごく大変な思いをして保護の申請に至るんですけれども、そのあたりはご苦労なかったですか。

飯田）何が必要かっていうのを尾張旭市役所の福祉課の方にお伺いさせていただいて、いきなり書類を出すのではなくて、こういう方がいるんですけど相談させてください、別の方法はないでしょうかっていうの相談を繰り返してまいりました。

そしていよいよ預貯金が３万円を切る、これでは施設料金の支払ができないというところまで様子を見て、後見監督人でいらっしゃる石井さんと一緒に福祉課に伺って、それで申請をさせていただきました。

住田）少しずつ何度か通って、理解していただいて上手く申請に繋げていただいたっていう感じですね。

飯田）はい。

住田）ありがとうございます。3 年間振り返っていただいて、今活動を教えていただきましたが、飯田さんから見てこの市民後見活動っていうことの課題は何か感じておられますか。

飯田）この３年経過したんですけれども、市民後見人の認知が広がっているかといったら、そういう印象がないんです。尾張旭市で出している広報であったり、取材を受けたこともないということ。一般市民の方が周知をして興味を持っていてくださるのかなっていう実感が、残念ながらないんです。今は間違いがないように実績を積み重ねていく時期だなと思って活動しています。

住田）本当に素晴らしい活動を、一つずつ、それぞれの市民後見人さんが丁寧にやっていただいてるんですけれども、まだまだ周知が進んでいない。そのために愛知県も今日のような事業を主催していただいて、広く県民の方にこの活動を広めていただいているということだと思います。

では、実際に、ご本人のことをもう少しお聞きしたいと思います。高齢の方ですけれども、何か今までに医療的なことで課題があったということはありますか。

飯田）1 回、住む場所を変えているんです。グループホームから住宅型有料老人ホームに変わっているんですけれども、お体の状態が大きく変わってしまって、以前の入居施設では車いすの購入が必要であったり、施設がこれ以上介護できないという課題があって、住宅型有料老人ホームに変わりました。そして転倒されて骨折があって総合病院に入院手術ということもありました。

住田）入院手術ということなんですけれども、ご本人は身寄りがない方ですよね。その場合、病院の方では、手術や入院の際に後見人の方に何か医療のことについて求められることはありませんでしたか。

飯田）救急車には施設職員さんが乗ってくださったんですけれども、どういう治療を進めるか手術をするのかというのは、病院の方から同意書というものの記入を求められました。私は同意権がありませんので、その同意という部分を消して、先生方の丁寧な説明

を受けて、その先生方、そして予後を考えて、今、受けられる最善の医療ということで署名と捺印をして入院の手続き、手術の手続きを進めてきました。

住田）身寄りのない方が入院をしたりすると、なかなか本来は受けられるべき医療が受けられなくなってしまったり、それから転院やそれからまたどこか施設入所といったときにも身元保証とか、そういった問題があって、地域の中ではそういった困りごとがあります。後見人は医療同意や身元保証人にはなりませんけれども、飯田さんのように、先生の説明を聞きましたということで説明の書面にサインをしていただいたことで、ご本人が適切な医療を受けられたということでよろしいですか。

飯田）はい。

住田）もう一つですね、ご高齢でありますので、終末期のこととかそういったことについては何かお考えがありますか。

飯田）この骨折の前なんですけれども、施設長さんと後見監督人さんの立ち会いのもとで終末期医療、どこまで治療をしたいか、お薬を使いたいか、また万が一のときに、どういうお葬式を出したいか、どこでお葬式をしたいかというご本人様の意向を聞き取るということを行いました。認知症が非常に重症な方で、短期記憶の障害がありますので、５分前のことがすぐ忘れてしまわれるんですけれども、わかりやすい言葉でご本人様のなるべく気持ちをくみ取ろうということを行いました。

それによって今入居施設で月２回、内科の先生が往診してくださる。必要に応じて眼科医の先生や歯医者の先生が来てくださるんですけれども、あくまでもご本人様の気持ちをそういう書面にしていただいたということで、本人様の意向が反映できる治療ができているというふうに考えています。私も内科の先生の往診に立ち会って、今の体の状態ですとか、お薬がどういう作用があるのかっていうのも、丁寧なご説明をいただけますので、それを同席してお話を伺っています。

住田）ありがとうございます。死後、お亡くなりになった後のことまで、今のうちに考えて、そして、ご本人にもどんな終末期を迎えたいかということをしっかりと確認されているということですね。ご本人は、お子さんはいらっしゃいません。ご主人がお亡くなりになっていたかと思いますが、そのあたりはどうですか。

飯田）ご主人様のご遺骨を持っていらっしゃったんです。昨年の８月にお寺さんに永代供養をさせていただいて、後にその亡くなったときやはり生活保護担当課の方が主になりますので、どこの斎場であるとか、どこに埋葬していいのかっていうのも、市役所職員の方のお話を聞いて、後見監督人さんと一緒に斎場に挨拶に行ったり、お寺さんに挨拶

に行ったり、ご主人だけではなく、この方も永代供養お願いしますということでお願いしてきました。

住田）事前にお願いをして、そしてご主人のお骨も、そこでやっていただいたということですね。

飯田）永代供養させていただいています。

住田）そうですか、そのあたりは、なかなか後見人の役割としては、すごくちょっと範囲を超えてる感じもしますけれども。井上先生、ちょっとその辺りいかがですか。

井上）そうですね、ご主人の遺骨の問題っていうことになってくると、祭祀承継者の問題っていうことになる。祭祀を誰がやるかっていうことになるんですけどね、それを代理でやるという話でもない。先ほど、私の話であくまで後見人は法律行為をやるんですよという、そこのお手伝いをしようと言いました。ただ、ご本人がやるべきことなんだけども、ご本人ができないということになってくると、事実行為まで事実上やらざるを得ないという場面はありうるということにはなるのかな。それが現実かな、というふうに思います。ただ基本は、法律行為ですから、もしそれを代わりにやってくれるという業者でもおればそこに頼めばいいわけですけれども、なかなかそれだけのことで業者というのは、難しいでしょうね。そうすると、やらざるを得ないという部分をどうしてもあるのはあるということになる。

住田）はい。ありがとうございます。誰もやる方がないので飯田さんの方で行った。でもそれをやらなくてもいい、いけないということも、やるかやらないかという問題もありますけれども、でもご本人が大事に思っておられるご主人のご遺骨をどういうふうにさせていただいたらいいのかということを丁寧に考えていただいたということですかね。

飯田）はい。

住田）ありがとうございます。ちょっと石井さんにお聞きしたいんですけれども、飯田さんがいろんな後見活動を行う中で監督人としてどのようなサポートをこれまでなさってきましたか。

石井）先ほど申し上げたように、飯田さん自身もケアマネさんということで先の見通しをもって後見活動をなさっているので、その報告や相談ごとについては、なるべく、なるべくっていうか飯田さんのお考えに沿って、お考えがほとんど正しいので、それで間違いありませんという形で行ってくださいって言っていますが、今のように後見人業務を超えるようなことでも、これは誰もやる人がいないようなことに関しては、センター長に相談して、私一人ではなくて、法人内で検討して進めるかどうかっていうことを考え

ながらやっています。

住田）ありがとうございます。ちなみに飯田さん、永代供養とか結構お金かかるんじゃないですか。どのくらいでやっていただけたんでしょう。

飯田）申し上げていいですか。ご主人のときは１万円でした。非常に財産がないということをお寺様も承知してくださって、本人さんもその金額でっていう一応お言葉をいただいて、今はとても元気で過ごしていらっしゃいますけれども、それも課題の一つであって、それを先ほどお話しした、いつまでに準備しておけるか、やっておけるかっていうところで、監督人さん、センターのご意見をいただきながら進めてこれたなって思っています。

住田）今、飯田さんの言葉の中に１万円の永代供養だけれども永代供養することや、それから、このことをお支払いしていいかっていうことを本人に尋ねておられるということだと思いますけれども、井上先生のお話の中に成年後見制度はご本人の思いを尊重して意思決定支援を大事にしていかなくてはいけないよっていうお話があったと思います。

本当に小さなこと一つ一つ、ご本人はわからないっていうふうに最初から決めつけるのではなくて、このことをこういうふうに進めていきたいと思いますけどいいですかっていうことを、飯田さんの方から聞いていただいているかと思います。例えばあの施設は変更のことなどについても、どんなふうな関わりを持たれましたか。

飯田）ご本人様になるべく具体的にわかりやすく、短い言葉で伝えました。「ここでは治療が続けられないんですよ。今まで通りの暮らしが続けられるようにしましょうか」というような説明する話の途中で、本人のうなずきとか表情を見ながら本人様の気持ちを引き出す、言葉を引き出すということを一応取り組みました。

住田）ありがとうございます。どうしても生活保護であったり資産が少ない方というのは、とりあえず一旦入ったところも、お金が尽きてしまうと、その範囲の中で過ごせる場所に変更せざるを得ないという厳しい状況に直面する場合もあります。

そのときにどうしようもないことであっても、ご本人にわかりやすい言葉で伝えていただいている。実際その施設を変わられた後は、ご本人はどんな受け止めでしたか。

飯田）移った夕方、夕飯の時間で移ったんですけれども、私はあの家に帰らなきゃってことを強くおっしゃってたんですけども、翌朝、新しい施設に伺ったときに、こんなところですがどうぞ上がってくださいとおっしゃるように、以前からそこに住んでおられたように、順応して、ちゃんと朝ごはんも召し上がって落ち着いた表情をしてみえたので、それも本人様の性格と、あとは一晩しっかり様子を見てくださった職員さんのご尽力だ

なって本当に感謝しかない思いで朝を迎えました。

住田）飯田さんとしてもほっとしたという、ちょっとドキドキしていたんですよね。そうですか、よかったです。ありがとうございます。今ずっと飯田さんのご報告を聞いてきましたけれども、井上先生、全体に飯田さんのご報告に先生の方からコメントいただいてよろしいですか。

井上）私から質問なんですけども。入院されましたね。被後見人が入院されたときに手術に関しての同意書については同意できないということで言われた。医療機関側は、後見人がそう言ったことに対して、理解をしていましたか。どんな対応でした？

飯田）総合病院でした。で、当直の先生だったんですけども、執刀する、手術をしてくださるって先生がわざわざ来てくださって、その先生が直接お話を聞いてくださって、きちっと私の拙い話も聞いてくださって、ちゃんと理解してくださいました。この書面で結構ですっていうふうに受理していただけたので、私の場合は何も問題なく入って手術まで行くことができました。

井上）ありがとうございます。どうしても医療行為といいますか、後見人として活動している場合に、ご本人が医療にかかるとか、診察を受ける、手術を受けるということも出てくるわけですね。そのときに後見人がどう動くのか、どう対応するのかっていう問題は出てきます。先ほど医療の決定権は後見人にありませんよというお話をさせていただいて、今もそうなんですけれども、そもそも医療機関側がそのことを理解していないという場合がまだまだ多い。後見人にはそういう同意書を書けないんですよということを説明して、やっと理解してくれるかどうかっていうところがある。本来は判断能力が低下した方の医療の決定に関してどうするのかというのは、厚労省がガイドラインを出してるんです。医者に対して出してて、最終的には医者が、医療側がきちんと本人に責任ある話をして説明をして本人の了解をもらうという努力をしないといけない。それについて家族がいるなら家族からの情報も参考にしなさい。最終的には医療側が決定せざるを得ないんだ。後見人が決定するのではないよと。きちんとそういうガイドラインは出してるんだけども、まだまだなかなか広がっていないというところで、これからの問題、医療に関しては問題だろうということになります。後見人としては入院契約、これは法律行為です、だから後見人の職務です。ご本人の状態について、病状等について、医者から説明を受けるということも、これ身上配慮義務の中に入ってきますから、職務です。それに対して後見人の知ってる情報を提供するっていうのもこれは身上監護事務の中に入ってくるので、それも職務です。最終的に手術の同意書を書けるかというのは書け

ないというところになっています。どこまでが法律行為として、あるいは後見人が対応できる話なのか、どこができないのかというのは意識していただくということになるかと思います。全部ひっくるめてやらないといけないという話ではもちろんないということなんで、むしろ、その辺は一つ安心してもらってもいいのかなというふうに思っています。以上です。

住田）ありがとうございました。では、次に虎岩さんのご報告をお聞きしていきたいと思います。虎岩さんは、補助人という一番成年後見制度でも軽い類型、まだ認知症でも軽度の方を受任していただいておりますけれども、そもそも虎岩さんが補助人になる経緯について、石井さんの方から説明いただけますか。

石井）はい。ご本人は、昭和 16 年生まれの女性です。申立てのときは夫とともに有料老人ホームで暮らしていました。夫とは再婚で、ご本人さんは前の夫との間に 2 人の娘がいます。が、その実の娘たちとは 10 年以上音信不通で連絡が取れません。というそういう状態でした。それで、金銭管理を社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業というサービスを使ってやっていただいていました。しかし、病院の入院手続きの際に身元保証人がいない、身元保証人欄に書けないっていうことが課題としてありまして、夫婦とも今後のことを考えると日常生活自立支援事業だけでは、ちょっとサポートが難しいので成年後見制度への移行のときではないかという検討がなされ、ご本人さんたちにも話を聞きましたら、そういうふうに支援してくれる人がつくなら、ぜひ申立てをしたいと言われました。

今、医療同意の話もありましたが、病院入院の際はですね、身元保証人欄っていうのがあるんですけれども、私ども、成年後見人等をやっている場合、必ずそこを二重線で消して、成年後見人とか保佐人とか書いて手続きしておりますので、そういう成年後見人等がついている場合は、病院等は非常にスムーズに入院させていただけるということがあるので、やはりここは成年後見制度の利用が必要かなと私どもも感じました。

それで、それぞれ本人さんにご主人もご本人さんも申立て行って、夫婦ともに私たちの圏域の市民後見人が就任しました。ご主人さんの審判は、令和元年 7 月におりました。ご本人さんは同じ年の令和元年 8 月、1 か月遅れて補助の審判が下りました。残念なことに 7 月に審判が下りたご主人さんは 10 月の半ばにまさかっていう感じで急性の肺炎を起こしてお亡くなりになりました。ご主人の側についた市民後見人さんは、2 か月余りの就任期間で終了してしまいました。その後、虎岩さんにお願いしたという経緯です。

住田）ありがとうございます。被補助人であるご本人のご主人が急にお亡くなりになった

状況の中で、虎岩さんが保佐人に就任されましたけれども、半年ぐらいですかね、この間、虎岩さん、どんな活動なさってきましたか。

虎岩）よろしくお願いします。これは皆さん同じように就任時はですね、どなたもが登竜門として様々な申請書類と法務局より補助人としての登記証明書届くとともにですね、それをお受け取りして、同時に証書と名刺も新しいものを作ってくださって、それがなんだか嬉しいなって思いました。やっぱり張り切ってるわけですよね。

そしてまず、市役所ですね、長寿課とか。年金事務所、そして郵便局など諸施設へのご挨拶と、そして名義変更などの部分を進めました。そういった動きも日々忘れないように必ずメモしておくっていうことは大切かなと思いました。

財産管理においては、先ほど飯田さんからもお話がありましたように、私がお預かりした方も、やはり財産もそんなに多くはないということで、慎重に間違えないように交通費とか、そして諸経費など無駄がないように心懸け、使わせていただきました。

細かなことはですね、お仲間の後見人や石井さんやセンターの方に問い合わせながら整理しました。そのことで自分自身も今まで車を頼りに動いていたんですけれども、施設までは自宅から 2 キロということもありましたので歩くことを考えて毎回往復 4 キロ歩くことになりました。でも全く痩せていません。はい。

住田）はい、そうですね、虎岩さんがまず就任されて、補助人としていろいろな市役所などへの申請の事務があって、それぞれの手続きを行っていただいたということと、財産管理については経費というものは、市民後見人さんの家から施設などへ訪問するときにかかる交通費は、それはご本人にご負担いただくのですけれども、それがなるべくかからないようにということで、2 キロ歩いて行かれているということですか。

虎岩）はい。

住田）そういった事務を行いながら、具体的にご本人さんはご主人がお亡くなりになってちょっと寂しい気持ちもあるかなと思いますけれども、どんなご様子ですか。

虎岩）まずはですね、最初に、この方ですね、ご主人様を亡くされて、私が補助人に就任する直後に亡くなられたものですから、ご主人の後見を受けられた仲間の後見人さんは、これからと思っていたのに残念だなと寂しい気持ちが伝わってまいりました。ご本人様も長期入院し、退院し、ご主人とは数日をともにされましたが、ご主人もその後入院さ

れ、そして、そのまま帰らぬ人となりました。悲しみの中、ご主人の後見人さんはいろいろ死後の事務を一緒に進めてくださり、私は何の戸惑いも苦労もしませんでした。そんな寂しい中で、ご本人ですが、ご本人の訪問ですよね、こちらは週に１回ケアハウスの方にお邪魔しています。毎週金曜日、午後からがゆったりとしてお会いできるものですから、その時にお会いし、そして、このケアハウスが経営する施設がデイサービスもございますので、この方はデイサービスに週６日通っておられます。

ご主人を亡くされて寂しいこともありますけれども、歌を歌うのが好きだっておっしゃったので、こちらのデイサービスの方にもご一緒にお邪魔して、そして、応援しています。そして、ご本人はとても手が器用な方なので、施設の職員さんが用意してくださった広告用紙をもとに、いつも折り紙をしながら自由自在に使える箱を作って、そして、上手だねって頑張ってるねって褒めてくださった方々に、折り紙で折った箱をお渡ししています。

そのとき、本当に嬉しそうな顔をされる分、安心しています。そしてご主人がいなくなったさみしさ、そういった部分においては、本当にお通夜とか葬儀とか、施設職員のご協力とか、ご主人様の後見人である方が一生懸命、頑張ってくださいました。その前でご本人は泣かれていました。寂しいなか今は職員が手作りしてくださったペンダント、ご主人の写真入りのペンダントを胸にですね、いつも一緒なんだっていうことを示してくれます。

住田）ありがとうございます。大事なご主人が亡くなったそのことで、ご本人は葬儀は喪主をされたんですよね。それはご主人の後見人である市民後見人さんとそれからご本人の補助人である虎岩さんが、ご本人をサポートして何とかご主人の葬儀を無事終えられた。ご本人は、ご主人の写真という思い出のものをペンダントにされているということですよね。で、虎岩さんが、そんなふうにご本人を温かく見守りながら、週１回活動されていますけれども、訪問すると周りの人はまるで虎岩さんのことを娘さんが来たんじゃないかっていうような、そんな感じでとらえておられますか。

虎岩）いつも私がお邪魔すると、みんなが一斉にこちらを見られるんですね。そのご本人さんに、こんにちはって声かけると、みんなが一緒にこたえてくれるんです。そして、その中で、ご本人さんに、あんたはいいねって、あんたはいいねって、何がいいのかちょっとわかんないんですが、そんな言葉を皆さんが投げかけてくださるので、私もすごく嬉しくなります。

住田）なかなか、その家族であっても週１回、施設やそういったところに訪問するって難

しいんじゃないかなと思いますけれども、それを見る周りの方がね、ご本人に会いに来てくださる方がいていいなって思うというのは、なんか素直なお気持ちであったりするのかなあと思います。でも、その中でですね、具体的にはいろいろやることがあるわけですよね。ご主人がお亡くなりになると。まず相続のことについてはどのように対応されていましたか。

虎岩）相続の部分がですね、まずは、ご主人様、亡くなられたご主人様のご兄弟がご本人を含め 10 名いらしたということです。そして、それも所在地が全ての方が北海道ということで、びっくりしました。そしてお預かりした通帳と少しの残金を手にしたわけなんですけれども、もちろんご本人さんがそばにいらして、そして、ご主人の後見人の方からお預かりいたしました。石井さんもご同席くださったんですけれども、額を見たときに、いいんですか？額をお伝えして？50 万以上じゃなくて以下でしたので。その分、この方たちの相続人としての分を調べるには誠に経費がかかってしまって、手元に少しも残らないんではないかという不安がございました。その部分を監督人である石井さんが司法書士の方にご相談いただいて、まずは通帳と印鑑を持って郵便局の方に伺い、ありがたいことに、就任時に担当してくださった郵便局員の方が丁寧に話を聞いてくださって、一つ一つ説明をして、通帳を解除してくださるのかなと思いましたら、一つ譲れないことは、やはり相続しなくても相続される方のお名前を 2 親等までですか、ご兄弟が亡くなられているのであれば、ご兄弟のお子さんたちまで書いて欲しいと言われて愕然とし、そのまま持ち帰り、そして石井さんに連携をさせていただきました。

住田）ありがとうございます。ちょっと相続人の調査が必要だということで監督人になる石井さんはそれでどのように対応されていますか。

石井）はい、ここはですね、やはり専門職の先生にお願いしなければ、ちょっと大変なので、センターの方に協力していただける弁護士さんや司法書士さんの名簿がありますので、その中からですね、お近くの司法書士の先生に相談しました。司法書士の先生もその人数にちょっとため息をつかれる感じで、とりあえず名前だけは調べましょうということで、虎岩さんが、郵便局の方に聞いたように名前だけをとにかく調べてもらいました。とてもお安い金額でやっていただいて、相続人 26 名の名前を全部調べてくださいました。

住田）ありがとうございます。相続人調査が必要であったことと、それ以外には年金の手続きなどはどのようになさいましたか。

虎岩）先ほど申しましたように、年金手続きはご主人様の後見人である仲間の方にご一緒

していただいたものですから、とてもスムーズに２か月後にですね、年金が支給されるようになりました。ありがとうございます。

住田）はい、ありがとうございます。ちょっと井上先生にお聞きしたいんですけれども、このように受任当初はそんな課題がない場合でも、その生活にいろんな変化で法的な課題が市民後見人さんの中にも発生してくるということがあります。そのようなときにどんなサポートがあったらいいのかとか、先生も大阪でずっとサポートされておりますけれども、そういった課題に市民後見人活動の課題やサポート体制をどのようにしたらいいのかということで、コメントいただけますでしょうか。

井上）最初は、市民の皆さんにお願いする案件というのはどちらかというと平穏な案件ですね。厄介なものは専門職で、平穏な案件を市民にっていう形で、そこで活躍してもらうということでお願いするんですけれども、当然、ご本人の生活の、人生の中ではいろんな変化が出てくる。そういうときに、その中で法的な問題が発生する。

今回の場合、相続という問題が発生したわけですけども、こういうふうな問題が発生してきたときに、まず当然、市民後見人さんとしてはセンターに相談をする。こういう相談できる機関がきちんとサポートしているということが必要ですね。そのときに法的な問題ですよということになると、これは法律専門職からのきちんとした助言を受けないといけないっていうことになってくるんで、やはり専門職の相談を受けられるという体制も必要だろう。

大阪では、専門職の相談を受けられる専門相談というのがあって、これ定例で入れています。必要なときに専門職に相談の時間という形でとってる。さらに相談した上で、いやこれはもう専門職が委任を受けて専門職が受任して対応した方がいいねということであれば、専門職にお願いをするという、そういう仕組みまで用意できてる。

専門相談をしてる弁護士が、そのまま直接受任するというのは、基本的に大阪ではしていないんですね。そうじゃなくって、市民後見人を支えるセンターに登録している、今、弁護士、司法書士というのがありましたけれども、そういう形で協力してくれる専門職にきちんと繋げられるか、市民後見人の案件ですよということを分かって専門職もきちんと対応してくれるか、そういう繋がりっていいますかね、そういう仕組みをきちんと持ってるということがやはり必要なんだなというふうに思います。

住田）ありがとうございます。先生のおっしゃるように、市民後見人さんだけでは解決できない問題が起こってきたときに、私たちの地域だと、まず監督人であるセンターにご相談いただく。でも、私たちも福祉専門職だけですので、法的な課題についてはその専

門的な知識が必要になります。

そのためセンターに登録していただいてる弁護士さん、司法書士さんのお力が必要になって、そこでのご支援をいただくということで、市民後見人さんの活動を支えるためには、二重三重のバックアップがあり、そしてそのことをさらに家庭裁判所がしっかりと監督をしているという、そういった状況の中で、被後見人の方が、ご自身が地域の中で暮らしていく、そのことをサポートする体制が幾重にも重なっている、そういった活動になっていることがおわかりになられたかと思います。

もう一点ちょっと井上先生にお聞きしたいんですけれども、最初ですね、虎岩さんが受任した当初、病院の入退院に関して、身元保証人を求められたということがあります。それについては虎岩さんのケースでは、身元保証人という欄を二重線で消して、そして補助人ということで書いて、病院の方にご納得いただけたということですけれども、このような問題に対して、先生からちょっとご見解ですとか、厚労省から出ているガイドラインなどもありますけれども、ちょっとそこについてご説明いただけますでしょうか。

井上）厚労省の方からのガイドラインというか、通知、事務連絡だったと思いますけれども、保証人がいないっていうことで医療は拒否してはいけないと、これ医師法違反ですよということをはっきり言っていますので、医療機関が保証人がいないから、あるいは後見人に連帯保証してくれということを求めること自体が問題だと。それで拒否することはできない、医療を拒否することはできないということをはっきり言っています。

施設等の場合でもそうですね。適切な拒否理由にはなってこないということになります。後見人としては、当然、連帯保証人にならない。なれないというふうに考えてください。保証人というのは一般的にはお金の問題ですよね。本人が払えなかった場合に代わりに払って、というのが民法上の保証という話になってくるんですけども、いや後見人はきちんと財産管理しています、後見人が財産から医療費なり施設費なりをきちんと払います。払うんだから保証人はいらないでしょうということで説得せざるを得ない、納得してもらわざるを得ないということになるし、それは、だんだんそういうふうには理解してもらってきている医療機関や施設等も増えてきてはいるのかなあというふうには思いますけども、やっぱりそこはちょっと説明をしないといけないのかな。

それは市民後見人ではとても大変だっていうんだったら、市民後見人を支えるセンターが、あるいは行政なりが、きちんと説明をすると。市民後見人はこういうことですよということを説明するということが必要になってくるのかなと思います。

住田）先生ありがとうございました。では、ここで二人の活動、とっても大変なことをや

っていただいているんですけれども、なぜこんな活動を、市民後見活動をやってみようと思った理由についてお聞きしたいんですけれども、まず飯田さんの方からいいですか。

飯田）私の場合 2 点ありました。1 点目は私の時間と体力を使って続けられるボランティア活動だなっていうふうに思ったからです。東京在住の娘がいるんですけれども、大きな震災の後に 2 日間、やはり彼女も帰宅難民で帰れませんでした。友人の家を転々として、自宅マンションは物が落ちたり壊れたりして、私が行けたのが本当に 1 週間ぐらい後なんですけれども、1 週間が経っても娘が「お母さん、来ないで」と。来ても役に立たない、危ないからということで止められました。実際に関東に向かったのは 1 か月後だったんです。

名古屋にいる娘も在学中に、同じ同級生の方に対して要約筆記や手話ボランティアをしていました。それを誰に褒められることもなく、地道に続けていて、娘は私に、同級生とは毎日丁寧に楽しく穏やかに過ごそうねって話してるんだってことを、卒業してから話してくれました。私の体力や時間が許す限り、彼女たちと同じように地道に続けられるボランティアかなっていうのを考えました。

ただ、非常に貴重な長時間にわたる養成研修を受けさせていただきました。非常に私の一生の宝になるような資料や、井上先生はじめ、弁護士の先生からの講義を受けさせていただいています。それを発揮できる機会を与えてくださったってことも感謝の一つです。

住田）ありがとうございます、虎岩さんはどんな思いで受講されましたか。

虎岩）私はですね、大きな病気をしまして、それを家族や周りの方々に支えていただき、健康回復いたしました。その際に主人とおうちで話していたことは、自分が支えていただいた分やっぱり尾張旭に貢献したいよねという話をしていたんですね。そこにタイムリーにチラシが入りまして、主人にこういうことをやりたいんだけどって言ったら、主人も、ぼくもそういうふうに思っていた、応援するからやりなさいと言って、まだ受任しているわけじゃありませんが、私は本当に一人の平凡な主婦ですから、何にも知識はありません。でも、この部分が、長く研修させていただき普段だったら到底お会いできない先生方の講座を聞かせていただいて本当にありがたいなと思いました。

そしてもう一つは、お仲間の素晴らしさ、人柄の素晴らしさに、本当にやっててよかったって思うこともいっぱいありましたし、尾張東部権利擁護支援センターの皆さんが本当にチームワーク、今で言うとワンチームでやってくださっているから、何の知識もなくても全然心配ないんだっていうことを思いました。

一番最初の仕事が、貯金がないもんですから、互助会を解約してくださいって、何気に石井さんが言われた。すぐやってきたら、もうやっちゃったのって言われることがありました。でも、その後ご主人様が亡くなられたとき、互助会が使えなかったんです。でも石井さんは、安い葬儀場を探してくださって、全てがうまくいったということでした。すいません。長くなりました。

住田）ありがとうございます。現在ですね、私たちの地域では約 35 名ですか、バンク登録の方がいらっしゃって、一期、二期と 70 時間の研修を受けていただいて、その後も 1 年間に 4 回ぐらいのフォローアップ研修というものを受けて知識のバージョンアップを図っていただいています。その養成研修をずっと支えてきた、主に支えてきた私たちスタッフの中でも、石井さんは監督人として市民後見人さんのバックアップを主にしているわけですけれども、そんな研修ですね、皆さんのそんな思いに支えられた研修をずっと見てきて石井さんどんなことを思っていますか。

石井）はい、私ども権利擁護支援センターは、実際、後見業務もたくさんしていまして、日々いろんなケースに、ある意味、忙殺されている状態なんですけどれも、市民後見人さんにはいつも養成研修を受ける方々から始まるんですけれども、こういう活動の原点を感じるんですね。

そういう方を支援することによって、自分でも自分のそういう活動が力になるんじゃないかっていう、そういう思いからやっていただいている。そこに、私ども日々麻痺しがちな職員としては、はっと原点に返るわけなんですね。本当に被後見人さんのためにやる、動く、行動する、考える。これが原点なんだなってことは、いつも養成研修のたびに考えさせられております。

住田）ありがとうございます。そんな研修を経て、実際こういった活動をしていただいているわけですけれども、でもこの活動が社会貢献活動という無報酬の活動であるということですけれども、それは、お金には換えられない、かけがえのない活動であるというふうにも考えていますが、井上先生がずっと関わっておられる大阪でも同じような、私たち、井上先生たちの活動をお手本にしてきましたので、そのあたりでも無報酬の活動を含めた社会貢献活動のことについて、先生からコメントいただけますでしょうか。

井上）大阪の方は平成 18 年から養成をスタートしています。今、大阪市、堺市、それから大阪府下ですね、府下と言っても 23 市町だったかな、23 市町だけなんですけども同じような仕組みでやっています。全て市民後見人は無報酬、ということです。

最初に立ち上げたときに市民後見人、市民後見が担うべきものということをどう捉えるのかというところで、理念としてですね、これは地域福祉の担い手である、「共助」、ともに助けるという共助の理念なんだというところを、打ち立ててるわけですね。ですからお金がもらえるからやりましょうという話ではない。

私もいずれそうなるかもしれない。判断能力が低下する。低下してですね、助けてもらわないといけないかもしれない。今、私が助けられるんだったら、私が支援させてもらいましょう。そういう、お互い様という考え方が、地域の福祉なんだという、そういう理念を立ててスタートしました。それについて理解をしてくれて、賛同してくれて「私がやりたい」と言ってくれた市民が、今までたくさんおられるわけですね。

その無報酬がどうなのかというと、もともと無報酬ですよという理念でスタートしていますから、それに対して異議を述べる方は外れていっていますよね、やめていかれてるということにはなりますけれども、賛同してくれる人がバンク登録してっていう形で残ってくれる。その人らから聞くのはやっぱり、報酬もらえないから意義があるんだ、やりがいがあるんだと。報酬もらえるんだったら辞めますとまで言う市民後見人がおられるということなんですね。ですから、お金が、皆さん月１万円もらえるんだったらやりますっていう話になるかというと、そんなことを目指してやろうという気にもならないだろうと思っています。そんな問題ではないと。自分がやれるのかな、やれるんだったらやってみようというところですね。

そういう市民の社会貢献意欲というものを我々の周りも支えていく。講演の中で、市民と行政と専門職のコラボレーションという言葉を使ってるんですけども、行政は当然これに関わる。行政がやらないといけないというのは老人福祉法の規定ですよっていうことですけども、行政はお金出したらそれでいいんだという話ではない。お金はもちろん出すけども、さらに関わって、行政が管理っていうか、行政が地域の福祉等をどうしていくんだっていうことを考えないといけない。それに、お金も労力も出さないといけない。専門職も、専門職としての知識をとりあえず出したらいいという話ではなくて、そのために、市民後見人を支えるためにどれだけのことを支援できるのかっていう形で関わらないといけない。

市民は、無報酬だけども自分がやれることをやりますという形で努力をして、それが合わさってコラボレーションという形、それが地域福祉になっていくんだということなので、無報酬っていうことでやっていますし、それで良いんだろうと思っていますが、将来的にはどうなるかというのは議論をしていかないといけない。

国が福祉の問題としてどういうふうに取り組んでいくのかということを考えた場合に、無報酬の市民に全部担ってもらったらいいんだという話かっていうと、それはきちんと考えてもらわないといけないことでしょう、というところはもちろんあります。それは今後の課題といいますかね、考えてもらうということになりますけれども、我々としてはやはりそういう形で、無報酬でもやりがいある話なんだ、やっていくんだということですね。

すいません、時間が足りないところなのですが、朝ドラの中で、ドラマの中で烏丸せつこさんでしたね、「人を思いやることが自分の人生を豊かにするんだ」というふうな趣旨のセリフがあったんですよね。この、こういう趣旨の発言は、私は市民後見人さんから聞いてるんです。自分がどれだけ他人のことを思って、自分ができる範囲で活動してきたか、それによって自分に返ってくるものがどれだけ大きいかと。それはお金の問題ではない、大きなものを返してもらっているというところを市民後見人さんが言っておられたんで、それが市民後見の醍醐味なんだろうなというふうには思っています。以上です。

住田）ありがとうございます。何か先生からすごく励ましというか温かいというか、すごく、私たちも力になるようなコメントいただいたと思います。

そのような市民後見活動も実はですね、家庭裁判所の理解がなければ、実際に市民後見人さんが選任していただけないわけですけれども、そのあたりのところから今日、家

庭裁判所から笠松さんに来ていただいておりますので、お話いただけますでしょうか。

笠松）名古屋家裁の笠松でございます。市民後見の選任について、今日の資料に少し入れさせていただきました。参考資料という 16 ページ以下のところになるんですけども、これ抜粋でございまして、全部のページは掲げていただいている Web サイトにも載っておりますので、またお時間がある時に見ていただきたいと思います。3 月中には、平成 31 年、昨年 1 年の概況もそんなに遠からず掲載されるかと思います。

この最初の 17 ページ、18 ページ、19 ページあたりについては、全国規模の数となっています。この中で、先ほど井上先生からもご講義でご紹介のありました、成年後見人が本人とどんな関係にあるかというところの割合ですとかも載っておりますので、見ておいてください。

20 ページのところに、名古屋家裁の方で自前で作ったグラフになるんですけども、後見の開始数、後見・保佐・補助の開始した数と、それから市民後見人が選任された数というのを同じ資料の中から作ってみたものでございます。

名古屋家庭裁判所本庁・各支部ございますけれども、全体で法定後見開始した数というのは、例えば平成 30 年ですと 1,342 件あったわけなんですけども、その中で市民後見人が選任された数というのは 10 人ということで、そんなに多くはないといいますか、全体に比べると少ない数ということになっています。全国で見たところの割合からしても多くはないかなというふうに見ています。

市民後見人を家裁として選任して、ある方の財産ですとか身上監護を市民後見人とそれを監督してくださるセンターに一つの職務としてお任せするとなりますと、やはりそこには、非常に適切に養成研修がなされているかどうかですとか、今後にわたっても適切なバックアップやサポートがあるかどうかということは重視せざるを得ません。むしろ、そこがないと市民後見人の方には、やはり、ご活躍いただけるということはないんじゃないかと考えています。どんな養成、どんな研修、それからどんなフォローがあるかということが非常に重要になってくると、そういうところをしっかり見た上で選任されているというのが実情かと思います。

名古屋家裁で市民後見人が選任される場合には、自治体ですとか自治体が委託して設立した権利擁護支援センターが監督人になっています。そういう公益的な立場で市民後

見人を養成してサポートする機関というのが充実していかないと、なかなか市民後見人は、現実的には広がっていかないという現状にあるのかなというふうに考えております。

本日のお話を伺っておりますと、私は普段後見センターで後見人の方から出てくる報告書などを点検したり、わからないところは電話をかけてお尋ねしたり、というような仕事もやっているんですけども、そういった書類でしかわからなかった実際の後見人の方の活動が、本日、直接お聞きしていろいろわかりました。その活動には敬意を表したいと思っています。

これを広げるためにといいますか、こういう活動をしていただくためにどうすればいいかとか、あるいは今後のその市民後見人の担い手を広げるために、家裁としてどういうふうに考えるのかなと考えますと、やはり自治体ですとか行政の方には、例えば、愛知県内どこに住んでいても、そういった地域の差なく、例えば市民後見人が活動できる環境ですとか、あるいはその他でも成年後見制度が利用しやすい環境ですとか、行政、自治体の方には、そこのところの環境作りというところで期待するところが大きいというふうに考えております。以上でございます。

住田）ありがとうございました。私たちも、裁判所に何度もいろんな報告に行ったり市民後見人さんが担う案件についてのご相談をさせていただいたりしながら、やはり地域の中で顔の見える関係を作ったり、信頼関係を作りながら関係機関と協力しながらこの活動を進めていくっていうことの、そのことの重要性というのはすごく感じています。

実際、市民後見人さんが活動するときも市役所の方でいろんな手続きをしたり、関係機関と連携をしたりということが多くあります。そのような地域の中の連携の中で私たちが市民後見人さんが活動できるということですので、皆さんも地域に帰ったときに身近に後見人さんがいたらその人をサポートするということも、少し頭の片隅においていただけたらなというふうに思います。

今日はですね、この 90 分のシンポジウム、あと残り 5 分ですけれども、いろんな、お二人から活動の報告を聞かせていただき、そして、井上先生から本当に貴重なコメントをいただき、笠松さんから裁判所のお考えをお聞きしました。最後に、一言ずつお言葉をいただいてまとめにしたいと思います。では、石井さんからお願いします。

石井）それぞれの被後見人さんの課題は、それぞれの被後見人さんによって違います。そしてそれを見る市民後見人さん、その見立ても、ある意味、どこを一番の課題と考えるかっていうのも、ちょっと人によって多少は違いがあると思います。なので、まず私としては、市民後見人さんが一番その人にとってこの辺取り組むと、その人の生活が良く

なるんじゃないだろうか安心するんじゃないかだろうかという考え方に、一緒に考えていく、そういう姿勢を今後も持っていくつもりですので、あくまで市民後見人さんにまずは考えてもらって、それについて監督人としてどうサポートするのかっていう姿勢を持って今後もいきたいと思います。ありがとうございました。

飯田）先ほど地道に活動を続けていきたいという申しましたけれども、今日のようなこんな活動をお伝えできる舞台、この大きな舞台に立たせていただいて皆さんにお伝えすることができました。こんな機会を与えていただいたことに感謝します。ありがとうございました。

虎岩）私も、飯田さんと同じで、本当に今日おいでいただいて、ありがとうございました。拙いお話でしたけれども、お聞きくださって本当にありがとうございます。これからの活動の励みにしてまいりたいと思いますし、ぜひ皆さん応援をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

笠松）家庭裁判所としては、今後もやはり本人のメリットになる、本人のメリットにあった、課題の解決にあった成年後見人を選任していくということが大きな役割だと考えています。それから、その本人さんの課題が移り変わっていくのを的確に把握して、後見人をいろいろ監督したり、それから適切に交代させたりするというのは家庭裁判所の役割だというふうにも考えています。それをやはり家庭裁判所がきちっとやっていくためには、先ほど住田さんからお話がありました地域連携ネットワークの構築というのは非常に大事だと考えていまして、家庭裁判所もその地域連携ネットワークとまた連携して、それで情報といいますか認識を共有しながら、ご本人のメリットになるような、後見制度の運用をしていくというふうに考えています。また、皆様にもいろいろ理解していただけるよう努めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

井上）今日は、ご参加いただいてありがとうございます。参加いただいて、ひょっとしたら私でもできるかもしれないなと思っていただいたら、大成功かなというふうに思ってまして。もし、もしかしたらやれるかなと思っていただいたら、ぜひ養成研修を受講してみてください。受講してみて、やっぱり駄目だねということになれば、それはそれで仕方がない。まずは受けてみようという気になっていただいたら非常にありがたいな。皆さんを待ってるご本人、被後見人がいるということになります。以上です。

住田）ありがとうございます。本当に今日は長い時間ありがとうございました。あの全体を通してですね、最後に私の方から、この成年後見制度が、井上先生のご講演にもあったように、新しく利用促進法というものができて、その中では先ほど笠松さんのお言葉

にあったように、ご本人がメリットを感じられる制度の運用というものが一番の柱になっています。

そのために何ができるのかといったら、朝ドラの話は井上先生がされましたけれども、朝ドラの草間流柔道は、人を敬い、ということが大事にされています。人を敬うということ。たとえ判断能力が不十分になり、認知症や重度の障害がある方も、その方を人としてしっかりと敬っていく。ご本人にとって何が一番大事なのかを本人が大切に思っているものは何なのか、そのことをしっかりとお聞きしたり、一緒に考えたりしながら後見人として寄り添った支援を地域の中で展開していく。それを見た地域の方々がまたそのことをサポートしてくださる。そして専門職の先生方も後見活動をサポートしていく。そんな地域の中で私たちが今、支える側にいたとしても、いずれ支えられる側になっていく。そのときにいつも自分を敬っていただいて、そしてそんな中で一緒に地域の中で暮らし続けながら支援を受ける側になる。そんな地域を作っていくことを市民後見活動を通して地域福祉の担い手ということで目指していきたいと思います。その朝ドラの中で、誰かの人生を支えることで自分自身の人生も豊かになるという言葉がありました。まさにこの活動はそういった活動だと思います。

今日の全ての講演を通して、そのことを皆さんにお伝えしたいと共に、この市民後見活動がより一層推進されることを願いまして、このパネルディスカッションを終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

司会）登壇された皆様ありがとうございました。ここでご降壇いただくにあたり改めて盛大な拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

あとがき

２８０人ほどの事前申込みがあり、新型コロナウイルスの感染が少しずつ広がる中で、当日は８０人ほどの方にご来場いただきました。

やむなく参加を自重された多くの方にも、なんとか当日の模様をお伝えしたいと考え、急遽、講演録を作成し配布することにしました。井上先生をはじめ登壇をいただいたみなさまには快く御了承をいただきました。ありがとうございます。

この講演録が多くの方のお手もとに届き、「市民後見の目指すもの」が何であるかが伝わることで愛知県内の市民後見の一層の発展につながり、そして、認知症になっても障害があっても安心して自分らしく暮らせるまちの実現に少しでも貢献することができれば幸いです。

2020 年 3 月 20 日

愛知県市民後見推進事業共同受託者
尾張東部権利擁護支援センター
尾張北部権利擁護支援センター

<この事業についてのお問い合わせ先>

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

電話　０５６１－７５－５００８　ファックス　０５６１－７５－５０８８

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電話　０５６８－７４－５８８８　ファックス　０５６８－７４－５８５５